

単独株主権と少数株主権、定款記載事項

はじめに

前回は種類株式・属人株式の活用事例を紹介した。今回は、種類株式・属人株式についての活用の際の留意点等について触れる。

I 単独株主権と少数株主権

株主の権利には、1単元株の株主でも行使できる単独株主権と一定株式数又は総株主の議決権の一定割合以上、一定数以上を有する株主のみが行使できる少数株主権がある。

この単独株主権、少数株主権とも事業承継の際に障害になる可能性がある。単独株主権は1単元株でも株を持っている株主はすべて持つ権

利だし、少数株主権も1%や3%の株式を持っていれば主張できる権利である。決定権はもちろんないが、提起できる権利だけでも経営者にとってはそれこそ目障りである。

例えば、総株主の議決権1%以上(又は300個以上)の株式を持つ株主は、株主総会における提案権という少数株主権を持つ。それも1%を一人で持つ必要はなく、複数の人が合わせて1%以上の株式を持てば権利を行使できる。また、「300個の株式」ということは議決権を持つ株式だけでなく、議決権を持たない株式の株主であっても提案権は持つということである。

また、総株主の議決権の3%以上を持つ株主は取締役の解任請求権も持つ。複数の人が合わ

図表-1 単独株主権と少数株主権

区分	議決権数・株主数の要件	株主の権利
単独株主権	1単元株以上	設立無効等の訴権(会社法828②) 累積投票請求権(会社法342) 募集株式発行差止権等(会社法210等) 代表訴訟提起権(会社法847等) 取締役・執行役の違法行為差止権(会社法360,422)
少数株主権	総株主数の議決権の3%以上又は発行株済株式総数の3%以上	帳簿閲覧請求権(会社法433) 検査役選任請求権(会社法358) 取締役等の解任請求権(会社法854,479)
	総株主数の議決権の10%以上又は発行株済株式総数の10%以上	解散判決請求権(会社法833)
	株主総会の議決権の1%以上又は300個以上	提案権(会社法303,305)
	総株主数の議決権の3%以上	総会召集権(会社法297) 取締役等の責任軽減への異議権(会社法426⑤)
	総株主数の議決権の6分の1以上	簡易合併等の反対権(会社法796④等)

(参考/神田秀樹著「会社法 法律学講座双書」弘文堂刊)

せてということはこちらも同じである。

これらの権利が行使されると、経営にとっては大きな障害になる。

例えば、無議決権株式にしたから議決権がなく無力かというところでもないということである。注意する必要がある。

総株主の議決権1%以上を持つ株主→株主総会で提案権を持つ。
 総株主の議決権の3%以上を持つ株主→取締役の解任請求権を持つ。
 議決権制限株式でも提案権、取締役の解任請求権を持つ。→少数株主権への配慮が必要

一覧表で載せておくので参考にしてほしい(図表-1参照)。

II 定款の記載の仕方、登記の仕方

定款の記載や登記についてのポイントは、以下のとおりである。定款の記載例については、種類株式や属人株式の説明のところに入れた。参考にしてほしい。

- ・種類株式を発行するときには、定款に必ず記載すべき事項がある(図表-2参照)。
- ・上記の他は種類株式の内容について定款にその要綱のみを定めておく。そして株主総会(又は取締役会)で詳細な事項を決定する。
- ・定款の変更は株主総会の特別決議が必要。
- ・種類株式の追加ではさらにその種類の種類株式による株主総会の特別決議が必要になる。

図表-2 種類株式発行時に定款に必ず記載すべき事項

	種類株式の種類	定款に必ず記載すべき事項
1	剰余金の配当	配当財産の種類
2	残余財産の分配	残余財産の種類
3	議決権の制限	株主総会において議決権を行使できる事項
4	譲渡制限	①譲渡につき株式会社の承認が必要である旨 ②「一定の場合」において承認したものとみなすときはその旨と「一定の場合」の内容
5	取得請求権	当社に対して当該株式の取得を請求することができる旨、またその対価
6	取得条項	①一定の事由が生じた日に当社が当該株式を取得する旨 ②当社が定める日を「一定の事由」とする場合はその旨 ③株式の一部取得する場合はその決定方法(株式数に応じて取得する場合を除く。) ④取得の対価の内容
7	全部取得条項	取得の対価の価額の決定方法
8	拒否権	当該種類の株式の株主による種類株式総会の決議が必要になる事項
9	取締役・監査役の選任・解任	なし

(参考/坪多晶子・江口正夫共著「中小企業のための種類株式」ぎょうせい刊)